

4-1. 海外送金限度額申請・変更

※送金先を追加される場合や、現在登録されている送金先の海外送金限度額を変更する場合は、必ず下記よりご申請ください。

「外国為替および外国貿易法」に基づき、所定の送金先にかかる海外送金限度額を超える海外送金取引については、当該お取引が「北朝鮮およびイラン関連規制の対象取引ではない」旨の確認等を送金の都度行わせていただきます。この確認が取れない場合には送金をお受けすることができません。海外送金限度額は想定される送金額を踏まえ、以下の記入によりご申請ください。

※1回・月間・年間の限度額すべて必須項目です。右詰でご記入ください。

(円/JPY)

1回当りの限度額（日本円） ※1回で最も多く送金するであろう金額をご申請ください。							
月間の限度額（日本円） ※1ヵ月（毎月初1日～月末）間の送金合計額が一番多い月の合計金額を基準にご申請ください。ひと月の送金が複数回に亘る場合は合算してお考えください。							
年間の限度額（日本円） ※1年間（1/1～12/31）で送金する合計金額をご申請ください。1年間の送金が複数回に亘る場合はすべて合算してお考えください。月間の限度額の12倍である必要はございません。							

[注意事項] ・ご申請頂いた海外送金限度額の範囲内で、当行所定の審査のうえ、当送金先にかかる限度額を設定させていただきます。
 ・設定された送金先にかかる海外送金限度額は、当行より発行される「海外送金先登録完了通知」またはオンライン送金サービスにてご確認ください。
 ・設定される海外送金限度額は当行所定の審査により、申請された金額より減額される場合があります。
 ・4-1の記載を要する場合において当限度額のご申請が空欄等の場合は、当行所定の基準により、海外送金限度額を設定させていただきます。

4-2. 現在の海外送金限度額を変更される場合は、変更理由を下記よりお選びください

変更理由 取引・売買が増えた/減ったため 売上金・収益・資本金が増えた/減ったため 大きな為替変動があったため
 送金の目的に追加・変更があったため* その他(具体的に)
 *「3.海外送金先情報の追加・変更内容」により送金目的の追加・変更をお願い致します。

4-3. 登録・変更される送金先について、ご申請いただく1回あたりの送金限度額が200万円を超える場合または月間、年間の送金限度額が360万円を超える場合の申請の際には、次のカテゴリー1・2の中からそれぞれ必要な書類をご提出ください。

- 送金先別に、1回あたりの送金限度額が200万円を超える場合または月間、年間の送金限度額が360万円を超える申請の際には、届出内容の妥当性を確認させていただくため、以下の書類が必要となります。
- ご申請いただく1回、月間、年間の送金限度額に関わらず、当行が必要と判断した場合には同様の書類の提出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。また、当行が必要と判断した場合には、以下の書類以外の書類のご提出をお願いすることがあります。
- これらの書類をご提出頂いた場合でも、当行所定の審査により、送金限度額が申請額より減額される場合があります。

カテゴリー1 お客さまの送金の資金源泉*を確認できる書類の写し 以下の該当書類すべてをご提出ください。すでにご提出いただいている対象年度分の書類は再提出不要です。 *保有金融資産の確認が必要となった場合は別途「入金記録のある預金通帳(ステートメント)」などをご提出いただく場合があります。	
法人のお客さま ※①～③すべて	①決算報告書(直近2年分) 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書含む ②法人税申告書(直近1年分) ③勘定科目内訳明細書(直近1年分)
個人事業主、特許事務所のお客さま	直近の確定申告書(青色申告書+青色申告決算書 または、 白色申告書+収支内訳書を含む) ※それぞれ下記の期間分ご提出ください。 個人事業主のお客さま:直近2年、特許事務所のお客さま:直近1年
カテゴリー2 お客さまの送金目的の妥当性を確認できる書類の写し *1 受取口座名義人のお名前が印字された箇所のコピーも必要です。 *2 頂きました書類で必要な内容が確認できない場合は、こちらの資料を参照させていただきますので可能な限りご提出ください。	
①投資	下記のいずれかをご送付ください。 ●投資の実行やリターン、投資残高等を確認できるステートメント等*1 ●投資する商品内容や商品価格等のわかるパンフレットや URL (主に投資前の方はこちらをご同封ください)
②不動産購入	●不動産契約書(必須) ●不動産価格のわかるパンフレットや見積書等*2
③学費・留学費	●教育機関等が発行した直近の学費・留学費の請求書又は見積書等(必須) ●教育機関等のURL(留学費用や支払先口座情報を確認できるもの)*2
④旅費・現地滞在費	●旅行会社や航空会社等から発行される旅程(日程)表および見積書や請求書(宿泊代金や航空運賃が分かるもの)等(必須)
⑤輸入・商品購入	下記のいずれかをご送付ください。 ●インボイス(商業送り状)、輸入商品に係る売買契約書、輸入許可証、輸出許可証、商品販売先からの受注書/領収書等
⑥仲介貿易	●仲介貿易許可書(必須)
⑦給与・報酬支払い	下記のいずれかをご送付ください。 ●給与支払報告書、受取人との雇用関係がわかる書類 ●報酬を支払う見積書・請求書等
⑧特許料	●インボイス、請求書等(必須)
⑨その他	●上記の他、各送金目的の確認ができる上記に類する書類

5. 重要事項

送金資金の入金確認後、お客さまに設定された海外送金限度額を超えるお取引の指示があった場合は、当行スタッフよりお客さまにお電話にて「北朝鮮の「貿易に関する支払規制」および核開発等に関する「資金使途規制」並びにイランの核開発等および大型通常兵器に関する「資金使途規制」に該当しない事」等の確認を送金の都度行わせていただきます。確認作業が終了するまでは送金の実行できませんのでご注意ください。上記の確認が取れないため送金の実行できなかったこと、送金が遅延したこと、為替差損が生じたこと、その他が原因で何らかの損害が発生した場合でも、当行は責任を負いません。

記入例2

㉑ 1回当たりの限度額

1回で最も多く送金するであろう金額を日本円でご申請ください。

㉒ 月間の限度額

1ヵ月(毎月初1日～月末)間の送金合計額が一番多い月の合計金額を基準にご申請ください。ひと月の送金が複数回に亘る場合は合算してお考えください。

㉓ 年間の限度額

1年間(1/1～12/31)で送金する合計金額をご申請ください。1年間の送金が複数回に亘る場合はすべて合算してお考えください。月間の限度額の12倍である必要はありません。

㉔ 限度額変更理由

限度額を変更申請する理由を必ずお選びください。該当項目が無い場合は、「その他」に具体的に記入ください。

㉕ カテゴリー1.2

1回あたりの送金限度額が200万円を超える場合または月間、年間の送金限度額が360万円を超える場合の申請の際には、送金先ごとにカテゴリー1,2の中からそれぞれ必要な書類をご提出ください。

4-1. 海外送金限度額申請・変更

※送金先を追加される場合や、現在登録されている送金先の海外送金限度額を変更する場合は、必ず下記よりご申請ください。
 「外国為替および外国貿易法」に基づき、所定の送金先にかかる海外送金限度額を超える海外送金取引については、当該お取引が「北朝鮮およびイラン関連規制の対象取引ではない」旨の確認等を送金の都度行わせていただきます。この確認が取れない場合には送金をお受けすることができません。海外送金限度額は想定される送金額を踏まえ、以下の記入によりご申請ください。

※1回・月間・年間の限度額すべて必須項目です。右詰でご記入ください。

(円/JPY)

1回当たりの限度額 (日本円) ※1回で最も多く送金するであろう金額をご申請ください。	㉑	2	0	0	0	0	0	0
月間の限度額 (日本円) ※1ヵ月(毎月初1日～月末)間の送金合計額が一番多い月の合計金額を基準にご申請ください。ひと月の送金が複数回に亘る場合は合算してお考えください。	㉒	2	0	0	0	0	0	0
年間の限度額 (日本円) ※1年間(1/1～12/31)で送金する合計金額をご申請ください。1年間の送金が複数回に亘る場合はすべて合算してお考えください。月間の限度額の12倍である必要はありません。	㉓	3	0	0	0	0	0	0

(注意事項) ・ご申請頂いた海外送金限度額の範囲内で、当行所定の審査のうえ、当送金先にかかる限度額を設定させていただきます。
 ・設定された送金先にかかる海外送金限度額は、当行より発行される「海外送金先登録完了通知」またはオンライン送金サービスにてご確認ください。
 ・設定される海外送金限度額は当行所定の審査により、申請された金額より減額される場合があります。
 ・4-1の記載を要する場合において当限度額のご申請が空欄等の場合は、当行所定の基準により、海外送金限度額を設定させていただきます。

4-2. 現在の海外送金限度額を変更される場合は、変更理由を下記よりお選びください

変更理由 取引・売買が増えた/減ったため 売上金・収益・資本金が増えた/減ったため 大きな為替変動があったため
 送金の目的に追加・変更があったため* その他(具体的に)

㉔ *「3.海外送金先情報の追加・変更内容」により送金目的の追加・変更をお願い致します。

4-3. 登録・変更される送金先について、ご申請いただく1回あたりの送金限度額が200万円を超える場合または月間、年間の送金限度額が360万円を超える場合の申請の際には、次のカテゴリー1・2の中からそれぞれ必要な書類をご提出ください。

- 送金先別に、1回あたりの送金限度額が200万円を超える場合または月間、年間の送金限度額が360万円を超える申請の際には、届出内容の妥当性を確認させていただくため、以下の書類が必要となります。
- ご申請いただく1回、月間、年間の送金限度額に関わらず、当行が必要と判断した場合には同様の書類の提出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。また、当行が必要と判断した場合には、以下の書類以外の書類のご提出をお願いすることがあります。
- これらの書類をご提出頂いた場合でも、当行所定の審査により、送金限度額が申請額より減額される場合があります。

㉕ **カテゴリー1 お客さまの送金の資金源泉*を確認できる書類の写し**
 以下の該当書類すべてをご提出ください。すでにご提出いただいている対象年度分の書類は再提出不要です。
 *保有金融資産の確認が必要となった場合は別途「入金記録のある預金通帳(ステートメント)」などをご提出いただく場合があります。

法人のお客さま ※①～③すべて	①決算報告書(直近2年分) 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書含む
	②法人税申告書(直近1年分)
	③勘定科目内訳明細書(直近1年分)
個人事業主、特許事務所のお客さま	直近の確定申告書(青色申告書+青色申告決算書 または、 白色申告書+収支内訳書を含む) ※それぞれ下記の期間分ご提出ください。 個人事業主のお客さま:直近2年、特許事務所のお客さま:直近1年

カテゴリー2 お客さまの送金目的の妥当性を確認できる書類の写し
 *1 受取口座名義人のお名前が印字された箇所のコピーも必要です。
 *2 頂きました書類で必要な内容が確認できない場合は、こちらの資料を参照させていただきますので可能な限りご提出ください。

①投資	下記のいずれかをご送付ください。 ●投資の実行やリターン、投資残高等を確認できるステートメント等*1 ●投資する商品内容や商品価格等のわかるパンフレットやURL(主に投資前の方はこちらをご同封ください)
②不動産購入	●不動産契約書(必須) ●不動産価格のわかるパンフレットや見積書等*2
③学費・留学費	●教育機関等が発行した直近の学費・留学費の請求書又は見積書等(必須) ●教育機関等のURL(留学費用や支払先口座情報を確認できるもの)*2
④旅費・現地滞在費	●旅行会社や航空会社等から発行される旅程(日程)表および見積書や請求書(宿泊代金や航空運賃が分かるもの)等(必須)
⑤輸入・商品購入	下記のいずれかをご送付ください。 ●インボイス(商業送り状)、輸入商品に係る売買契約書、輸入許可証、輸出許可証、商品販売先からの受注書/領収書等
⑥仲介貿易	●仲介貿易許可書(必須)
⑦給与・報酬支払い	下記のいずれかをご送付ください。 ●給与支払報告書、受取人との雇用関係がわかる書類 ●報酬を支払う見積書・請求書等
⑧特許料	●インボイス、請求書等(必須)
⑨その他	●上記の他、各送金目的の確認ができる上記に類する書類

5. 重要事項

送金資金の入金確認後、お客さまに設定された海外送金限度額を超えるお取引の指示があった場合は、当行スタッフよりお客さまにお電話にて「北朝鮮の「貿易に関する支払規制」および核開発等に関連する「資金使途規制」並びにイランの核開発等および大型通常兵器に関連する「資金使途規制」に該当しない事」等の確認を送金の都度行わせていただきます。確認作業が終了するまでは送金が実行できませんのでご注意願います。上記の確認が取れないため送金が実行できなかったこと、送金が遅延したこと、為替差損が生じたこと、その他が原因で何らかの損害が発生した場合でも、当行は責任を負いません。

2005011

2005011

How to fill in the IBAN / Bank code / SWIFT code columns IBAN / 銀行・支店番号 / SWIFT コード欄の記入例

Certain bank codes are required when sending funds to the following countries. If you are unsure of the correct bank branch code please contact the relevant bank directly or have the beneficiary confirm for you. The format of this code is different from the bank account number. Providing the Bank code helps ensure quick and safe credit of funds to the beneficiary bank. Failure to provide correct information to GoRemit may result in a delay in delivery, or non-delivery of funds into the intended beneficiary's account.

下記の国・地域へのご送金の場合は、指定の銀行番号の記入が必須となりますので、送金先にご確認のうえ、該当番号をご記入ください。銀行番号は口座番号とは異なります。銀行情報に間違いがあった場合、送金の遅延または取り扱いが出来ないことがありますのでご注意ください。

Country in which bank branch is situated 受取銀行の所在国名	Currency 通貨	IBAN	Bank / Branch code 銀行・支店番号	SWIFT	Number of digit 桁数
United States / アメリカ	USD		ABA number (Fed wire / Routing number)		9
Great Britain / イギリス	GBP		Sort code		6
Canada / カナダ	CAD		Transit number + Institution number or / または Routing number		Transit number + Institution number : 5+3 Routing number : 9
Australia / オーストラリア	AUD		BSB number		6
New Zealand / ニュージーランド	NZD			○	SWIFT : 8 or / または 11
India / インド	INR		IFSC	○	IFSC : 11 SWIFT : 8 or / または 11
Europe / ヨーロッパ	EUR	○		○	IBAN : Max34 最大34桁 SWIFT : 8 or / または 11
Sweden / スウェーデン	SEK	○		○	IBAN : Max34 最大34桁 SWIFT : 8 or / または 11
Switzerland / スイス	CHF	○		○	IBAN : Max34 最大34桁 SWIFT : 8 or / または 11
Mexico / メキシコ				○	18 ※口座番号欄に CLABE を ご記入ください ※Please fill CLABE in the account number field.
UAE / アラブ首長国連邦 Croatia / クロアチア Jordan / ヨルダン Kuwait / クウェート Pakistan / パキスタン Qatar / カタール Guatemala / グアテマラ (ガテマラ) As of 2019/12(現在)	通貨 問わず Regardless of the Currency	○		○	IBAN : Max34 最大34桁 SWIFT : 8 or / または 11

Regarding remittances to China 中国への送金に関する注意事項

China 中国	<p>In order for individuals in China to work in the trading business, they must be registered in accordance with their local regulations. If their bank account type and the purpose of the remittance do not match, remittances may be delayed or rejected altogether. Please confirm in advance with the beneficiary that they are able to receive remittances for the purpose of trade.</p> <p>中国にて個人が貿易取引を行う場合、現地規制に沿った届け出が必要となります。現地口座の種類と、送金目的とが一致しない場合、入金が遅延または入金が出来ない場合もございます。事前に受取人さまに現地規制に沿った送金内容であるか、ご確認ください。</p>
-------------	--